

危機管理マニュアル

令和 7 年度

枚方市立桜丘小学校

危機管理マニュアル（改訂）

～ 目 次 ～

1. 来校者等の受付について……………	1
2. 校内巡視と安全点検について……………	1
3. 学校行事の時の体制等……………	2
4. その他の体制等（不審者情報、学校安全推進委員会、緊急連絡網）……………	3
5. 防犯訓練と安全教育等……………	4
6. 関係者以外の学校への立ち入りについて……………	5
7. 危機レベルと事件対策本部の発動……………	6
8. レベル1「児童に危害が及ぶ危険性がある場合」……………	7
9. レベル2「児童に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合」……………	8
10. レベル3「児童に危害が及んだ場合」……………	9
11. 避難と待機についての原則……………	10
12. 不審者侵入時のフローチャート……………	12
13. 緊急避難について……………	13
14. 避難経路図……………	14
15. 非常時における学校の対応について（地震・風水害等）……………	15
16. 災害発生時における防災組織及び役割分担……………	18
17. 地震発生時の基本的対応……………	19
18. 緊急時における児童生徒の引渡しマニュアル……………	20
19. 災害発生後の対応……………	21
20. Jアラート（弾道ミサイルの発射）について……………	22
21. 熱中症対応マニュアル……………	24
22. 児童生徒の引渡し・緊急時連絡カード……………	26
23. 校区安全マップ……………	28

●来校者等の受付について

【安全監視員が校内巡視等で、万が一席を離れているとき】

次のように対応する。

【遅刻した児童の場合】

1、インターホンが鳴り、モニターを確認すると児童であった場合。

(1) 開錠し、指導後、施錠する。

【来校者の場合】

2、インターホンが鳴り、モニターを確認すると児童以外であった場合。

(1) 来校者の名前と用件を確認する。

(2) 特に様子変な場合は、複数の者で確認すること。

(3) 特に問題がないような場合は、「今から、鍵を開けます。正門横に安全監視室の受付がありますので、そちらでお名前をご記入ください」とお願いし、解錠する。

※一緒に部外者が入らないように確認する。

(4) 受付に行き、来校者名簿への記入を確認したうえで、来校者カードの着用を依頼する。

(5) 保護者については、来校者カードを各家庭等に、児童を通じて配布しているので、それを着用するようにお願いします。忘れた場合は、一般の来校者カードを使用。

(6) 必要に応じて、訪問場所に案内するなど対応する。

●校内巡視と安全点検について

1、校内巡視等（不審者を早期に発見するために）

(1) 万一の際に他の教職員に非常事態であることがわかるよう、登校後から下校するまでの間は、必ず「ブザー」又は「笛」を携帯すること。もし、何か危急の事態が生じた場合は、笛を強く吹き続けるとともに非常ベルを押し、近くの教職員に知らせる。

(2) 本校教職員であることが誰にでもわかるよう、校内では必ず職員カードを着用する。

(3) 原則として毎休憩時間は、児童の監督とともに、自分の近くに不審者等がないかどうか、意識的に確認するよう努める。

※時間帯

①始業前 8時10分～ 8時25分（正門裏門指導、校内巡視とも。）

②放課後 下校前にあわせて監視員立会いの下、開錠する。

※担当者 教職員、安全監視員などによって実施する。

※下校時は、安全監視員等により実施する。

2、毎月10日の「授業時等の校内巡視と完全点検について」

(1) 毎月10日に安全点検日をもうける。

(2) 「学校安全点検日」には、安全点検を実施・校舎周辺のフェンス、証明設備、校内の死角の有無などについては、遊具等の安全点検時に校内巡視を併せて行う。本校教職員は、安全点検分担表に従って、点検すること。

※安全点検の結果は、別紙、安全点検票、（点検前に配布）に記録し、教頭まで提出。

●学校行事の時の体制等<運動会>

2 運動会（実施案）

（１）受付体制

- ①PTA 社会体育委員会を中心に、受付と警備をお願いする。受付・警備担当者には、当日の打ち合わせ時に、腕章、笛及び「注意事項」を配布する。
- ②保護者には事前に配布している「保護者 入校証」を正門前で提示の上、校内に入ってもらふ。
- ③当日、入校証を忘れた保護者や突然来校された地域の方には、受付簿に記入の上、臨時入校証を渡して校内へ入ってもらふ。
- ④受付時間等

※担当者の打ち合わせを実施。一部開門 7 時。本格的には 8 時開門。

警備体制は、PTA 委員、安全監視ボランティア、教職員によって臨時におこなう。
自転車などの駐輪誘導等は、PTA 委員がおこなう。

⑤「注意事項」の内容

※受付の仕方

- ・来校者に「入校証」を提示してもらい、正門係が確認した者について校内に入ってもらふ。
- ・来校者で「保護者 入校証」を持っていない人には、「保護者等受付」で受付簿に必要事項（児童の学年、組、来校者名）を記入してもらい、臨時入校証を交付。
- ・担当者は常時「警備」の腕章を着用のこと。
- ・自分の子どもの出場時には、適宜担当を交代してもらふこと。

※不審者が侵入した場合の対応

- ・万が一、挙動不審な者が来た場合は、一人が直ちに本校教職員に連絡。残りの者で不審者が児童等に近づかないよう、冷静に対応する（対手を興奮させない）。
- ・できれば、職員室へ連れて行く。
- ・近くに児童がいる場合は児童をそこから遠ざける（児童の安全が最優先）。
- ・不審者が突然暴れたした場合など緊急の場合は、すぐに笛を吹いて危急を知らせる。またむやみに不審者に立ち向かわないこと。

（２）緊急時の対応について

- ①万一、不審者が侵入した場合は、レベル 1 ～ 3 に応じて対応する。
- ②運動場に不審者が現れた場合は、近くの教職員で取り囲み、児童に近づかないようにすること。その際、近くの保護者にも協力を求める。また、児童をその場から遠ざけ、安全を確保すること。
- ③運動会以外で緊急事態が発生し、運動場の教職員等に不審者の状況が確認できない場合は、緊急放送を行い、状況を知らせる。その場合は、まず児童の安全を確保し、またその旨保護者にも協力を要請する。
- ④その後については、放送等の指示に従い、避難または待機する。

●学校行事の時の体制等<校外活動>

3. 校外学習等、校外での活動時の留意事項

(1) 計画作成時

- ①計画の作成する段階で、必ず下見を行い、危険箇所等についてチェックすること。
- ②万一の緊急事態に、学校等へすぐに連絡ができるよう、携帯電話を携帯しておくこと。
- ③経路や活動場所近くの緊急病院及び警察署の場所、住所、電話番号を確認し、名称と電話番号は保護者への案内プリントに明記しておくこと。

(2) 事前準備等

①児童への事前指導

- ア 児童に対して十分に安全指導（交通安全と生活安全について）を実施すること。
- イ 生活安全については、犯罪被害にあいそうになるなど万一の際の対処の仕方（「助けを求める、逃げる、信頼できる大人に話す」など）についても指導しておくこと。
- ②当日、保護者の連絡先一覧（緊急連絡網）を、救急病院の連絡先等とともに持参すること。また、緊急用の笛を忘れないこと。
- ③必要に応じ、学校（本部）と連絡を取り、携帯電話の緊急メール網を使用する。

(3) 事故発生時

- ①直ちに、学校（050-7102-9028）、警察（110 番）、救急（119 番）、保護者に連絡すること。
②他の児童の安全確保に十分留意すること。

●その他の体制等

1. 不審者情報があつた場合の対応

- (1) 不審者情報等については、次の関係機関等と常に連絡を取り合い、情報を共有するよう勤めている。本校周辺に不審者があった場合も、本校から各機関に連絡する。

- ①ひらかた警察（845-1234）
②教育委員会 支援教育課（050-7105-8218）
内線（15-8047）
③桜丘北小学校（050-7192-9128）
内線 5351
④川越小学校（050-7102-9120）
内線 5331
⑤桜丘中学校（050-7102-9255）
内線 19-5671
⑥村野こども園（847-8469）
⑦東海大学付属仰星高等学校・中等部（849-7211）

- (2) 不審者情報等があった場合は、集団下校等を実施することがある。
- (3) 不審者情報等が電話などでもたらされ、対応したときは、内容と情報提供者の名前及び連絡先を確認し、直ちに教頭、生指部に連絡すること。また、校外で不審者情報を入手した場合は、同様に連絡すること。
- (4) 不審者情報等については、文書などにより速やかに保護者に提供し、注意喚起する。

2. 学校安全推進委員会「桜丘小安全管理委員会」開催について

(1) 毎年2回、「桜丘小安全委員会」を開催する（主催：PTA 生指委・校長・教頭）

(2) 開催時期とテーマ

「本校児童の安全確保について」

① 5月下旬（本年度の計画）

② 2月中旬（本年度の総括と来年度の方向性）

(3) 構成員（出席を要請している方々）

① 本校教職員：校長、教頭、生指部担当

② 保護者等：PTA 会長（副会長の代理出席可）、PTA 生指委員長、同委員1名

③ 関係機関：青少年守る会など

④ その他：校長が出席を求める者

3. 緊急連絡網について

(1) まなびポケットでの配信を必要に応じ、活用する。

※登録されていない保護者には担任が電話連絡をする。

4. その他、定期校外巡視等

(1) 毎年5月と10月にPTA等と全教職員で通学路点検を実施。

(2) 4月に校長・教頭と生指委員会担当者等により、地域の方々に「子ども110番の家」への協力依頼や、登下校中の事故等に関する学校への情報提供等についての依頼を実施。

(3) 夏休み中、冬休み中に、桜丘中地域協主催の校区内巡視を実施。

防犯訓練と安全教育等

1. 防犯訓練の実施に際しての留意事項

(1) 防犯訓練を、教職員のみで1回以上、児童を含めて1回以上、毎年実施する。

※ 児童を含めた訓練は、毎年6月に実施する。

(2) 児童に危害が加えられた場合を想定した訓練は、教職員のみで実施する。

(→「2 教職員研修会について」参照)

(3) 児童を含めて実施する訓練については、児童が怖がることのないようにする（児童に恐怖感を抱かせるおそれがあるような訓練は教職員のみで実施）。

(4) 訓練にあたっては、必ず警察・消防等関係機関と連携し、実際に通報する訓練も行うようにする。

(5) 事前に保護者に理解と協力を求め、研究連絡網により、保護者への連絡についても訓練を行う。

2. 教職員研修会について

(1) 防犯等に関する教職員研修会を、次のとおり開催する。

① 本マニュアルに基づいた教職員研修（4月当初の職員会議で実施）

② 不審者侵入を想定した緊急時の訓練（教職員のみ）

※ 毎回、想定（場所、時期、状況）を変えて実施する。

③ 児童が事故等にあった際の応急手当（AEDの使い方）及び心肺蘇生講習会

④ 危機対応能力等の向上や児童への安全教育を充実させるための研修会

※ 上①、②及び④については、学校生指部が、③は保健体育部が主催、企画する。

(2) 上の①及び②については、PTAの生指委員会、社会体育委員会にも協力を依頼し、保護者の参加を求める。また、①については、事前に警察に依頼し、連携して実施する。

3. 児童への安全教育実施に際しての注意事項

- (1) 交通安全、生活安全（防災を含む）、災害安全について、学校安全計画に基づき実施する。
- (2) 防犯教育については、内容について「学年だより」等により予め保護者に周知し、理解と協力を得て、実施する。その際、保護者からの申し入れ等により、犯罪被害にあったことのある児童等について、配慮が必要な場合は学年で相談し、適切に対応する。
- (3) 通学路等での万一の際の対処の仕方（助けを求める、逃げる、信頼できる大人に話す）についても指導する。また、被害にあったり、あいそうになったりした場合には、必ず家の人や学校の先生に話すよう指導する。
- (4) 「こども110番の家」について、必ず言及する。
- (5) 校内に不審者がいる場合の対応について、指導する。特に、教職員・来校者は必ず来校者カード等を着用していること、着用していない者には近づかず、教職員に知らせることや、自分の身が危ないときにはすぐに逃げることなどについて、指導する。（15 頁参照）
- (6) 低学年では、生活科等で1学期中に安全教育を行う。

関係者以外の学校への立ち入り

1. 来校者を見かけた場合

見かけた教職員は、「PTA 入校証」を着用しているかチェックする。

(1) 着用している場合

→ あいさつと声かけ

「どちらへご用ですか?」「場所はおわかりですか?」等

→ 挙動不審の場合には、職員室まで案内する。

「ご用件をお聞きますので、こちらへお越してください。」等

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引取りいただけますか。」等と、ていねいに退去を求める。

(2) 着用していない場合

「恐れ入りますが、受付はお済みでしょうか?」と、声をかける。

→ 受付まで案内し、来校者名簿へ記入の上、「来校者カード」を着用してもらう。

→ 受付を拒否した場合には、職員室まで案内する。

「ご用件をお聞きますのでこちらへお越してください。」等

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、ていねいに退去を求める。

2. 職員室に案内した場合

案内する途中で他の教職員へ連絡する。それができないときには、職員室に通してから連絡し、複数教職員で対応する。

「本校では、来校者の皆さんに、必ず受付で来校者名簿に記入し、来校者カードを着用していただくようお願いしている。」ことを説明し、ご理解いただく。

「本校へどのようなご用件で来られましたか?」と用件を確認する。

(1) 理解いただき、用件のある場合

来校者名簿へ記入の上、「来校者カード」を着用してもらい、用事のある場所まで案内する。

(2) 理解いただけない場合・用件のない場合

退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、ていねいに退去を求める。

3. 退去を求めた場合

(1) 退去した場合

退去を確認し、再度侵入がないよう監視する。

教頭から、ひらかた警察署 教育委員会 支援教育課
桜丘中学校 桜丘北小学校 川越小学校
村野こども園
東海大学付属仰星高等学校・中等部に連絡する。

(2) 退去を拒否した場合

危害を加える恐れがないかを判断する。

→ 恐れがないと判断する場合には、再度退去するよう説得する。

→ 退去した場合 ⇒ 3 (1) 退去した場合へ
→ 退去を拒否した場合 ⇒ レベル1へ
→ 恐れがあると判断する場合 ⇒ レベル1へ

危機レベルと事件対策本部の発動

危機レベル

レベル1：児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

レベル2：児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

レベル3：児童（教職員）に危害が及んだ場合

※ レベル1以上の状況となった場合、事件対策本部を発動し、原則として下記の役割分担に従って行動する。

※ ブザー又は笛が鳴った場合はレベル2以上の状況であるので、近くの教職員は直ちにその場所に駆けつける。それ以外の教職員は、下記の役割分担に従って行動する。

※ 状況に応じ、本部の指示のもと臨機応変に対応する。

役割	担当者	発生時・直後の対応	中・長期的な対応
本部	◎校長 教頭 教務 事務	・ 全体の状況把握、総括及び指揮 ・ 警察（110番）、消防（119番）への通報 ・ 校内緊急放送・児童への指示の決定 ・ 教育委員会※※課への連絡及び支援要請 ・ 近隣学校園への連絡 ・ 保護者（PTA本部役員等）への連絡 ・ 通信方法の確保（電話・FAX・E-mail等） ・ 報道機関の対応・当日の下校方法の決定 ・ 今後の登下校方法・授業についての決定 ・ 保護者説明会の準備と開催・保護者あて連絡文の発行 ・ 記録	・ 再発防止、学校再開のための総括 ・ 報告書の作成 ・ 保護者、地域住民との連携方策等の改善

安全・救護	◎担任	・避難場所・経路の設定 ・児童の誘導・児童の点呼 ・児童の状況把握 ・必要に応じ救護班の応援をする。	・心のケア着手 ・記録	・負傷者に対するケア ・心のケア ・学校医等との連携体制の改善 ・安全教育の内容、指導体制等の見直し
	◎養護教諭	・負傷者の確認、全容把握 ・負傷者の応急手当・負傷者の搬出 ・救急車同乗及び搬送先からの連絡 ・負傷者搬送先の確認 ・負傷児童の保護者への連絡 ・学校医への連絡		
侵入者対応		・再発防止の検討と危機管理マニュアルの改善 ・組織（役割分担）の見直し		
◎男性教職員				
		・侵入者対応 ・侵入者隔離 ・校内巡視 ・事件の情報収集、把握、整理 ・学校の安全状況の把握 ・地域の安全状況の把握		

・レベル１・・・児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

※レベル１の対応から不審者を侵入者と呼ぶ。

職員は、携帯電話、ブザー、カード、笛を携帯及び教室で常設する。

○対応者

（１） 侵入者を隔離できているが、危害を加えられそうな場合

- ・侵入者の興奮を沈め、落ち着かせるよう、言葉遣いに注意しながら複数で対応する。
 - ・凶器などを持参していないかを確認する。
 - ・「レベル１」である（危害が及ぶ可能性がある）ことを他の教職員に連絡する。
- 「さくら会をはじめます。メモを（ ）枚もって、（ ）までお願いします。」
（＝レベル１で、不審者１人です。役割分担に従って行動してください。）

（２） 侵入者が隔離できていない場合

- ・侵入者を職員室（校長室）に隔離するよう試みる。
- 「お客様を職員室（校長室）でお聞きますので、一緒にお越しください。」
（侵入者との距離を１.５m以上確保する）
- ・侵入者が納得すれば職員室（校長室）へ連れて行く。 → （１）へ
 - ・隔離を試みたが隔離できず、危害が及ぶ危険性が高い場合 → レベル２へ

○本部

- ・校長：「１１０番」通報を指示
- ・教頭：教育委員会へ連絡、支援要請。
- ・（主事）：緊急放送・・・「さくら先生に連絡します。放送室まで来てください。」
（＝放送室でレベル１です。役割分担に従って行動してください。）
「児童の皆さんは、教室に入ってください。」

・（教頭）：「１１０番」通報。PTA本部役員へ連絡、協力を要請

・（校長）：情報集約

○安全確保

- ・教室へ移動、各学年・組の児童の在室確認と安全確保
- ・教室（体育館）へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認
（各担任）：1年、2年3年、4年、5年、6年、支援学級
（教頭・教務主任・担外）：全体集約
- ・教室で待機、放送等の指示を待つ（※15 ページ参照）。
- ・校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○侵入者対応

- ・（教頭・担外等）：現場に急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- ・（教務主任・主事等）：校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた時同意や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○救助救護

- ・負傷者が出た場合に備えての準備（養護教諭）
- ・安全確保の応援（教室に向かう）（職員室にいる職員）
- ・侵入者対応（校内巡視）の応援（同上）

※授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

※退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する（本部）

・レベル2・・・児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

○対応者

- ・笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知機を鳴らすなどして、周囲に危機を知らせる。
- ・近くに児童がいる場合はすぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。
- ・侵入者に注視する。攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、机やイス、ほうき、消火器等防御できる身近な道具を用い、児童や自分自身に危害を加えられないようにしながら、時間をかせぐ。
- ・侵入者が逃げた時は笛を鳴らしながら追いかけて、逃げる先の児童等に危険を知らせる。
- ・児童に危害が及ばないよう最大限の努力をするとともに自らの身を守ること。
（対応者が負傷してしまうと、子どもを守ることができない。）
- ・児童が捉えられている場合は、侵入者に対して、興奮せず冷静になるように諭す。
「子どもを離しなさい。」「落ち着きなさい。」

○本部

- ・校長：直ちに「110 番」通報を指示。
避難等の判断・指示。
- ・教頭：教育委員会への連絡、支援要請
侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校への連絡網にて連絡。
- ・：緊急放送・・・「〇〇で緊急事態です。先生方は所定の行動をとってください。」
- ・（主事）（＝〇〇でレベル2です。役割分担に従って行動して下さい。）
「児童の皆さんは、〇〇から離れて教室（体育館）に入りなさい。」
- ・（教頭）：「110 番通報」。PTA 本部役員へ連絡、協力を要請
- ・（教頭）：情報を集約

○安全確保

- ・避難場所・経路の決定 N
- ・教室（体育館）へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況を確認
（各担任）：1年、2年3年、4年、5年、6年
（各担任）：支援学級
（教頭・教務主任・担外）：全体集約
- ・教室（体育館）で待機（放送を待つ）

○侵入者対応

- ・（教頭・担外等）：現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害が加えられないように時間をかせぐ。
- ・（教務主任・主事等）：校内を巡視して、他の不審者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○救助救護

- ・負傷者が出た場合に備えての準備（養護教諭）
- ・安全確保の応援（教室または避難場所への誘導）（職員室にいる教職員）
- ・侵入者対応、校内巡視の応援（同上）

※授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

・レベル3・・・児童（教職員）に危害が及んだ場合

○対応者

- ・笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知機を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる。
- ・近くに児童がいる場合はすぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また、侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。
- ・侵入者に注意しつつ負傷した児童等の状況確認、応急手当を行う（救命を最優先）。
- ・被害が拡大しないようできるだけ時間をかせぐ。
- ・駆けつけた教職員に、落ち着いて、状況を報告する。

○本部

- ・校長：直ちに「110番」「119番」通報を指示。避難等の判断・決定・指示。
- ・（主事）：緊急放送・・・「〇〇で緊急事態。レベル3です。」
（＝〇〇でレベル3です。役割分担に従って行動して下さい。）
「児童の皆さんは、〇〇から離れて教室（体育館）に入りなさい。」
- ・（教頭）：「110番」通報。PTA本部役員へ連絡、協力を要請
- ・（教頭）：「119番」通報。情報の集約、通信方法の確保

○安全確保

- ・避難場所・経路の決定
- ・教室（体育館）へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認
- ・教室（体育館）へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認
（各担任）：1年、2年3年、4年、5年、6年
（各担任）：支援学級（校長）：全体集約、（職員室にいる教職員）：避難場所への誘導
- ・教室（体育館）で待機（放送等の指示を待つ）
- ・校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○侵入者対応

- ・：現場へ急行する（防御に利用できる用具を持参する）。警察が到着するまで、被害が拡大しないよう、時間をかせぐ。侵入者が逃げた場合は、追跡する（校外に逃亡した場合は追わず、際侵入を阻止する）
- ・：校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○救助救護

- ・現場へ急行する。負傷者の応急手当、搬送の準備（救急車の手配の要請）
- ・安全確保の応援（教室または避難場所への誘導とその他救護）
- ・負傷者のリストの作成（学年、組、名前、症状、処置、搬送先、付添者等の記録）
- ・救急車同乗及び搬送先からの連絡（本部、保護者）

非常袋（児童緊急連絡先名簿、関係機関連絡先一覧、携帯電話、小銭、筆記用具、記録用紙等を入れた黄色い袋を保健室と教頭席に常備）の携行

- ・負傷者搬送先及び状況確認

※授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

※報道機関については、本部が教育委員会と連携し対応する。

・避難と待機についての原則

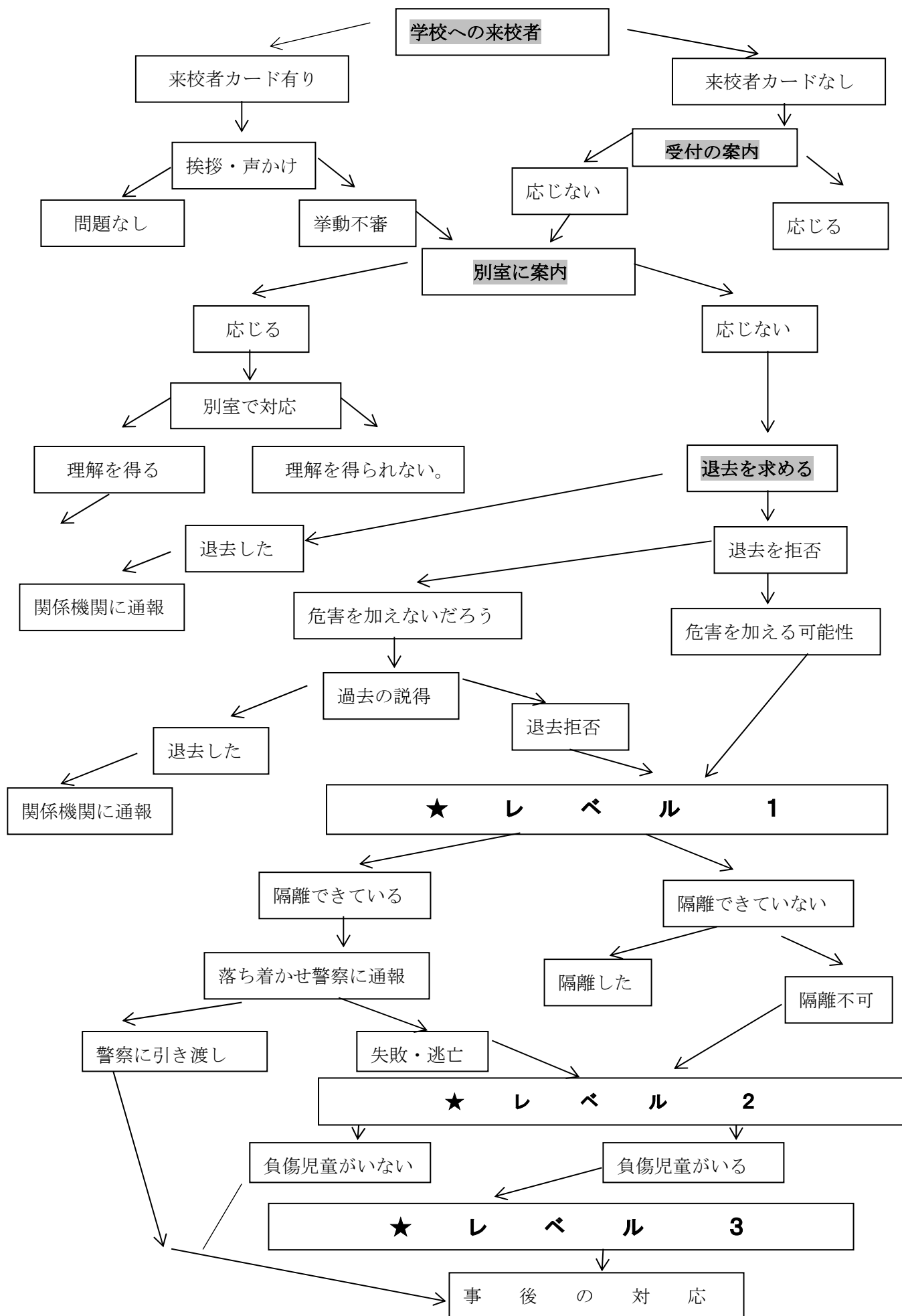
- 1 侵入者があった場合で、緊急させる必要があるかどうか分からない場合（近くに侵入者等がおらず、状況が不明の時）は、原則として状況が判明するまで、児童を教室等で待機させ、教職員が保護する。その後、放送の指示等により非難する。
- 2 教職員が児童の近くにおり、児童に指示できる場合は次のようにする。
 - (1) 児童を教室に待機させる場合
 - 教室の窓、扉を閉める。児童の人数確認後は施錠する。
 - 教室内では児童を出入り口から遠ざけておく。
 - 教職員は防御できるような道具（イス等）を持ち、侵入に備える。
 - 放送の指示があれば、指示に従い避難する。
 - 避難場所は、次のいずれかの指示がある。
 - ※ 体育館（原則）
 - ※ 運動場
 - (2) 児童を緊急に避難させる場合（近くに侵入者がおり、緊急に児童の安全を確保するとき）
 - 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、児童を避難させる。
 - 避難場所は、職員室等。状況によってはより安全なところを選び、誘導することもあり得る。
 - 侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防御できるような物を用いたりして、児童が避難できるよう時間を稼ぐ。
 - 避難する際、近隣する教室等にも大声で危険を知らせ、避難を促す。
 - (3) 休憩時間等で教職員が児童の近くにいない場合について、児童に日頃からつぎのように指示しておく。
 - 来校者カードをしていなかったり、危険な物をもっていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くへ離れなさい。
 - できれば、先生のいそうな場所（職員室等）に逃げ、先生に知らせなさい。
 - もし、「教室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに教室に入ること。ただし、自

分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいるなどの場合は、すぐに先生のいそう
なところに逃げること。

※ 9 頁「防犯訓練と安全教育等」参照



不審者侵入時のフローチャート



緊急避難について

① 風水害の緊急避難の場合

- 1、放送の指示を聞き、職員室に保管されている「引き渡し・緊急連絡カード」を確認の上、児童を各教室に待機させる。
- 2、保護者が引き取りに来るまで、児童を待機させる。
- 3、引取り者が「緊急連絡先一覧」に記載されている名前かを確認の上、引き渡す。

② 火災、地震などの場合

- 1、放送の指示に従い、運動場に避難する。
- 2、状況に応じて、上記風水害 1 の対応を行う。

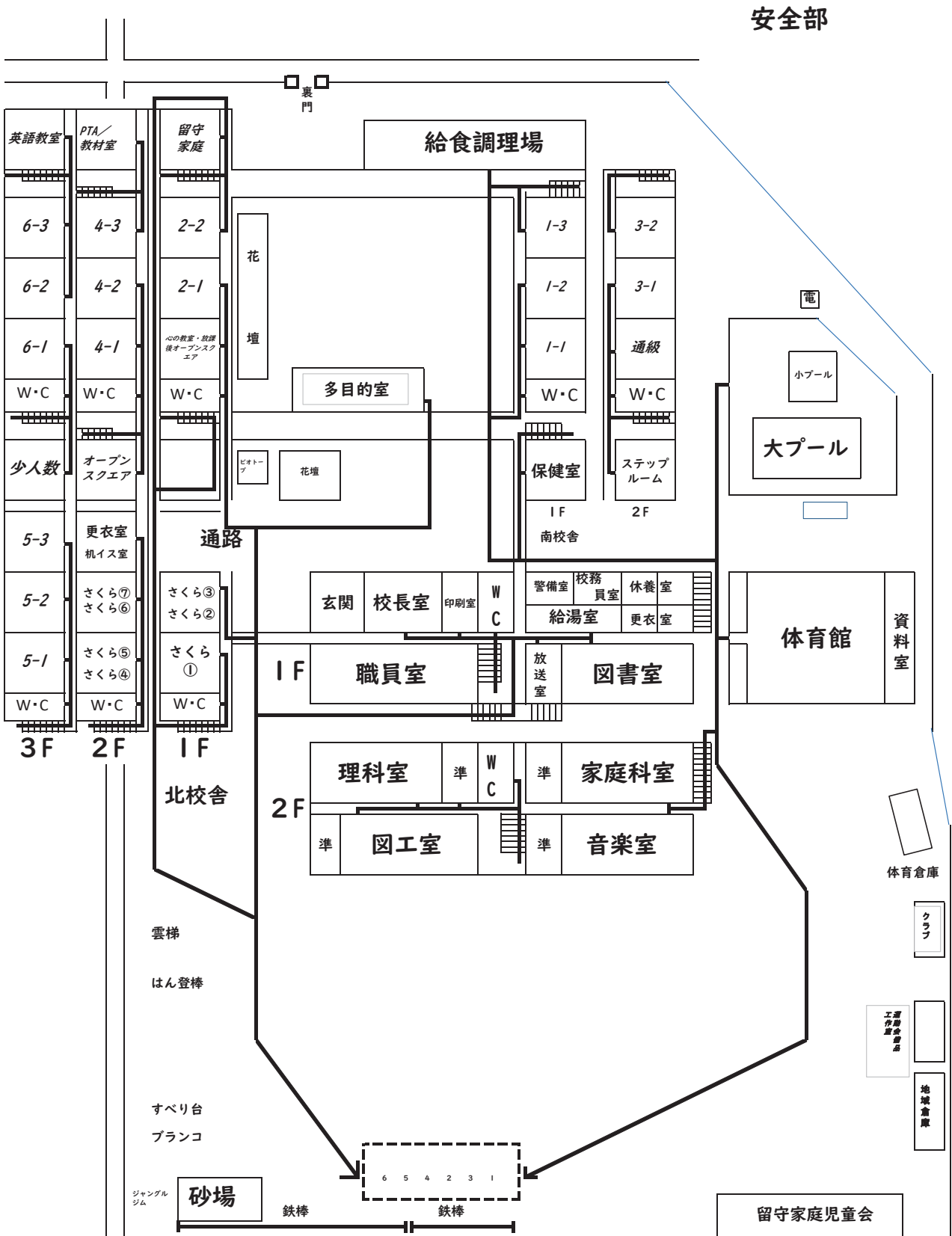
③ 不審者の場合

- 1、学校教育計画の不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアルに基づき、待機、避難する。
- 2、状況に応じ、上記風水害 1 の対応を行う。

○緊急の場合に配慮する児童の一覧表（学年分）は、健康管理個人票の入っている戸棚に保管

○全体の一覧表は、ファイリングをして校長、教頭、教務が保管。

2025年度 避難経路図



地震、風水害等の非常時における学校の対応について

地震時、風水害時の非常時における学校の対応についてお知らせします。
ご理解とご協力をお願いします。

1. 枚方市で、震度5弱以上の地震が発生した場合

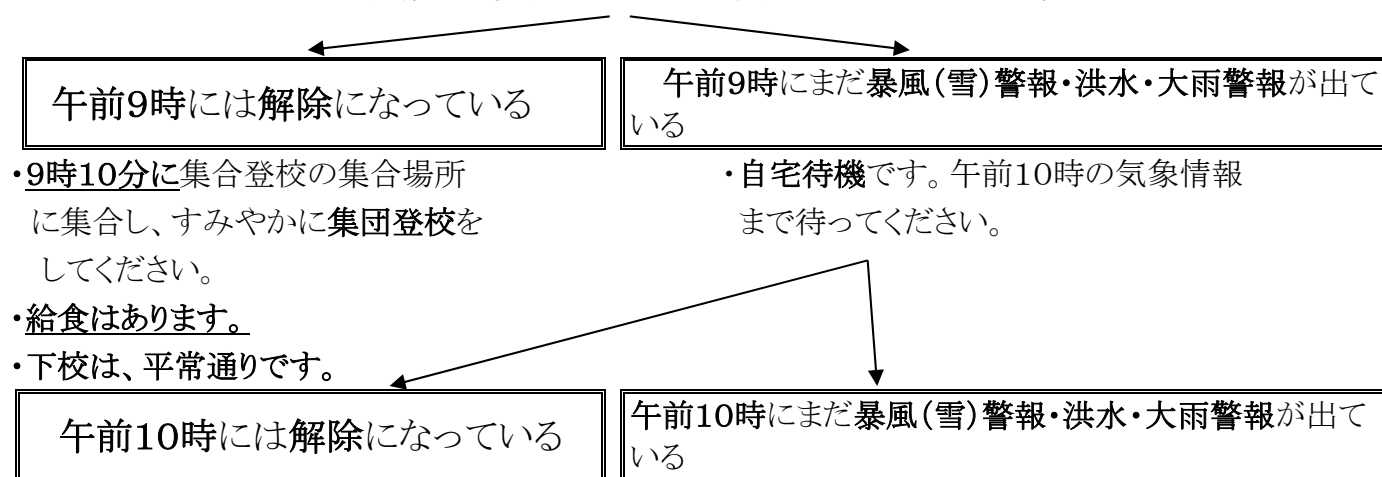
	学校の対応	保護者(児童)の対応
在 校 時	・<u>授業を打ち切り</u>、学校内で児童の安全を確保します。 ・<u>「引渡し・緊急連絡カード」</u>で、引き渡す方を確認し、引き渡します。 ☆児童の安全上、保護者以外への引き渡しは、カードに記載された方で、かつ、お子様も承知している場合のみに限ります。	◆保護者の対応◆ 安全確認後、学校にすみやかに引き取りに来てください。 ☆ <u>保護者か、「引渡し・緊急連絡カード」に記載された引き取る方が迎えに来てください。そうでない場合は学校で児童の保護を継続します。</u> ☆ 保護者宅や避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者と共に学校に避難します。
登 下 校 時	☆登校時に発生(自宅を出て、学校に至るまで) ・ <u>学校は、その日が「臨時休校」</u>となります。登校した児童は、学校内で児童の安全を確保します。<u>「引渡し・緊急連絡カード」</u>で確認し、引き渡します。 ☆下校時に発生(学校を出て自宅に至るまで) <u>学校は翌日が「臨時休校」</u>となります。引き返してきた児童は、学校内で児童の安全を確保します。<u>「引き渡し・緊急連絡カード」</u>で確認し引き渡します。	◆児童の対応◆ ・安全な場所(公園等)に一時的に避難する。 ・<u>自宅か学校か、いずれか近い方に行く。</u> (判断に迷う時は、どちらに行くか、お子様と相談して、決めておいて下さい) ◆保護者の対応◆ お子様が帰宅しない場合は、<u>通学路を</u>通って、学校に迎えに来てください。
在 宅 時	☆下校以降 ・<u>学校は、翌日「臨時休校」</u>となります。 ・土、日、祝日、代休日、創立記念日等とその前日の下校以降に発生した場合は施設等の安全確認等が必要なため、<u>休業日明けを「臨時休校」とします。</u> ☆登校前 ・<u>学校はその日が「臨時休校」</u>となります。	◆保護者の対応◆ うわさ等、不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動してください。

2. 特別警報、暴風(雪)警報等の対応について

◎以下のマニュアルは枚方市に、特別警報、暴風(雪)警報、洪水、大雨警報が発表された場合です。

- (1) 午前7時に特別警報が出ている → 臨時休校
※午前7時以降、特別警報が解除されても臨時休校

- (2) 午前7時に暴風(雪)警報・洪水・大雨警報が出ている
自宅待機です。午前9時の気象情報まで待ってください。



- (3) 登校後に特別警報が発表された場合
・児童全員を学校待機とします。保護者の方が迎えに来てくださいますようお願いします。
教職員が確認の上、保護者に引き渡します。

- 登校後に暴風(雪)警報・洪水・大雨警報が発表された
・児童全員を学校待機とします。保護者の方が迎えに来てくださいますようお願いします。
教職員が確認の上、保護者に引き渡します。

- ① 緊急時における学校からの連絡は[まなびポケット]を使用します。
② 留守家庭児童会におかれましては、留守家庭児童会からのお知らせをご確認ください。

非常変災時における措置の改定（追記）

令和3年（2021年）5月20日に改正災害対策基本法施行

令和3年（2021年）5月21日に発生した大雨の状況をふまえ、枚方市の臨時休業の措置及び学校園の対応等について改定

令和7年（2025年）枚方市の臨時休業の措置及び学校園の対応等について改定

1. 改定内容

- ・枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合について追記

③ 枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

各種警報が解除されたが校区内避難所指示が発令されている箇所があり、通学路等の状況から臨時休業を継続する。（又は対象の地域の児童のみ登校を見合わせる。）

【災害発生時における防災組織及び役割分担】

安否確認・避難誘導

《役割》

- ・児童生徒及び教職員の安否確認
- ・安全な避難経路で避難誘導
- ・負傷者の把握
- ・下校指導及び待機児童生徒の掌握・記録
- ・揺れが収まった直後の負傷程度の把握
- ・行方不明の児童生徒、教職員を本部に報告

《準備物》

- ・クラスの出席簿
- ・行方不明者の記入用紙（児童生徒・教職員）

保護者連絡

《役割》

- ・引き渡し場所の指定
- ・身元確認
- ・保護者等の到着ごとに児童生徒の引き渡し

《準備物》

- ・児童引き渡しカード
- ・出席簿
- ・集合場所のクラス配置図

救 護

《役割》

- ・児童生徒及び教職員の救出・救命
- ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報
- ・担当区域で負傷者の搬出
- ・学校施設内のチェック

《準備物》

- ・安全靴等
- ・防災マスク
- ・ヘルメット
- ・スコップ
- ・毛布・手袋
- ・のこぎり
- ・トランシーバー
- ・担架
- ・AED

対策本部（管理職）

《役割》

- ・各班との連絡調整
- ・非常持ち出し書類の搬出保管
- ・校内の被災状況把握
- ・記録日誌・報告書の作成
- ・校内放送等による連絡・指示
- ・応急対策の決定
- ・市町村対策本部・教育委員会等との連絡
- ・報道機関への連絡、対応
- ・PTAとの連絡調整
- ・情報収集

《準備物》

- ・ラジオ
- ・ハンドマイク
- ・懐中電灯
- ・トランシーバー
- ・携帯電話
- ・危機管理マニュアル
- ・学校敷地図
- ・緊急活動の日誌

安全点検・消火

《役割》

- ・初期消火
- ・避難・救助活動等の支援
- ・被害の状況確認（施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気・ガス・水道・電話の被害確認）
- ・校内建物の安全点検、管理
- ・近隣の危険箇所の巡視
- ・二次被害の防止

《準備物》

- ・消火器
- ・ヘルメット
- ・ラジオ
- ・手袋
- ・被害調査票等

救急医療

《役割》

- ・養護教諭及び救命救急経験者で構成
- ・医師等の確保
- ・手当備品の確認
- ・負傷者の保護、応急手当
- ・関係医療機関との連携

《準備物》

- ・応急手当の備品
- ・健康カード
- ・担架
- ・水
- ・毛布
- ・AED

避難所協力

《役割》

- ・市町村及び自主防災と連携した避難所の運営支援（連絡調整・情報収集）

《準備物》

- ・マスターキー
- ・バリケード
- ・ラジオ
- ・ロープ
- ・テープ
- ・校内配置図
- ・避難者への指示（文書）

応急復旧

《役割》

- ・被害状況の把握
- ・応急復旧に必要な機材の調達と管理
- ・危険箇所の管理
- ・危険箇所の立ち入り禁止措置
- ・危険箇所の表示
- ・避難場所の安全確認

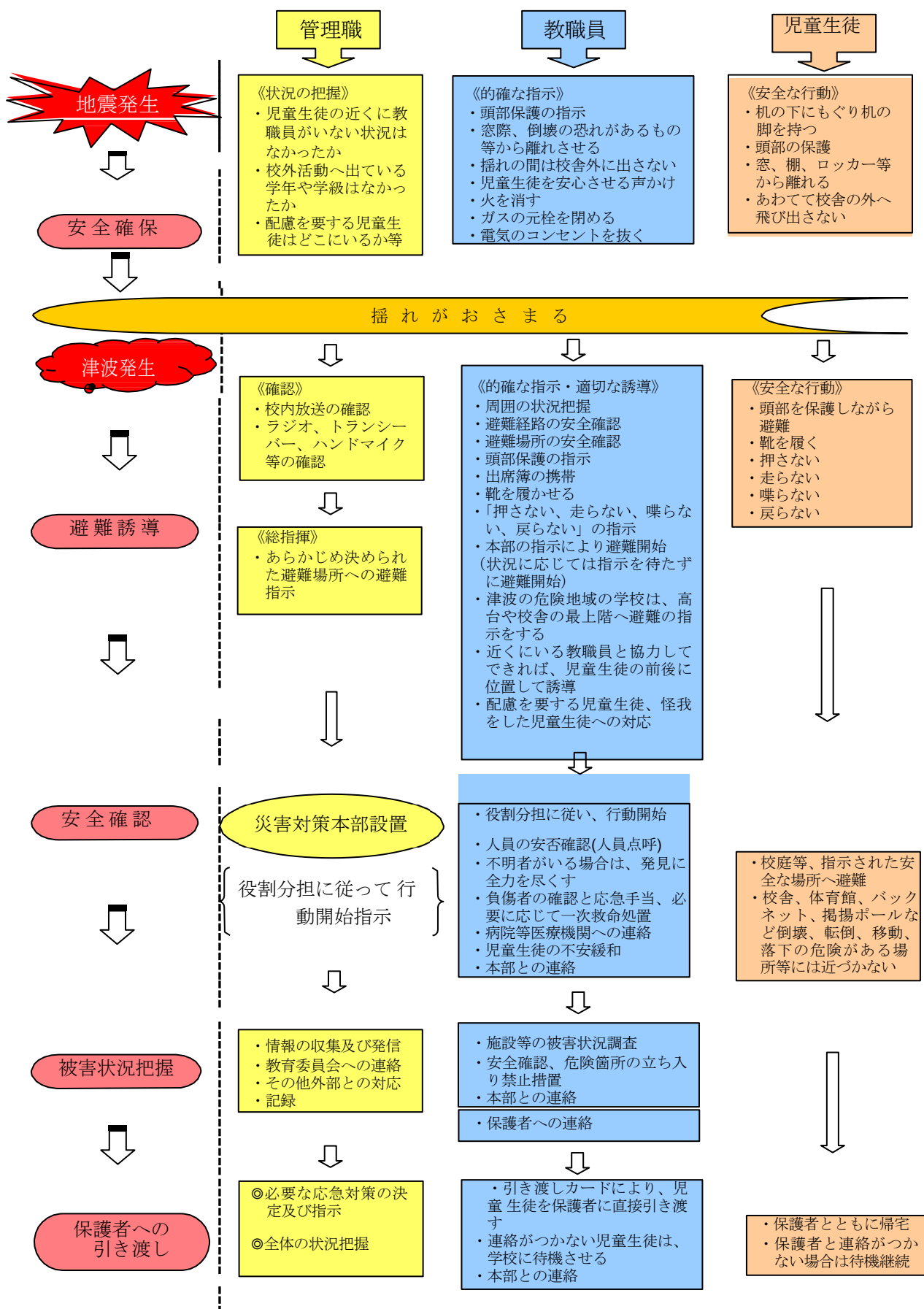
《準備物》

- ・ヘルメット
- ・構内図
- ・ロープ
- ・標識
- ・バリケード等
- ・被害調査票

※ 防災組織は、全教職員が揃った状態を前提として組織されているが、出勤途上や出張等であらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、対応可能な教職員数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な応急的指揮システムを考えておく必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在時でもできるように代行順位を明らかにしておくことも必要である。

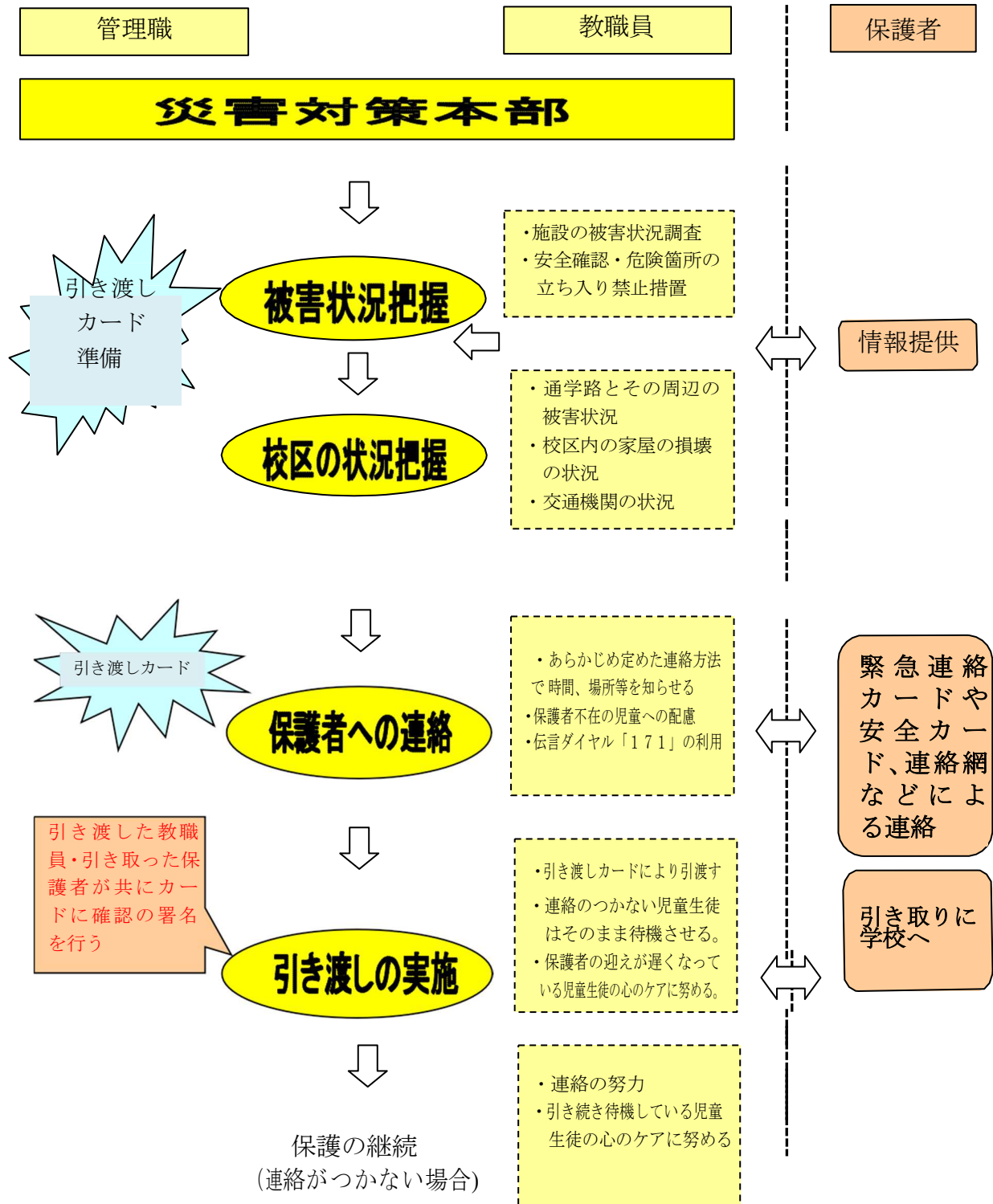
【地震発生時の基本的対応】

学校は、地域の特性や学校の実態及び地震が発生した場合に予想される被害状況を踏まえ、児童生徒の安全確保のための対応行動を具体的に検討しておくとともに、児童生徒、保護者、地域と共通理解を図っておく必要がある。



【緊急時における児童の引き渡しマニュアル】

緊急時に児童の引き渡しをスムーズにまた確実に行うため、緊急連絡カードを兼ね備えた引き渡しカードを学年開始時に作成しておく。カードは、緊急時すぐに活用できるよう児童生徒の居住地ごとに整理しておき、新しい学年になったときは速やかに新しいカードを作成する。訓練等を通して引き渡しの順序を確実に周知し、保護者が昼間家庭にいない場合も考慮に入れながら緊急時における速やかな連絡と引き渡しの方法を整えておく。また、保護者との面識がないということがないよう、日頃から面談等の機会を通じてコミュニケーションを図っておくことも大切である。



災害発生後の対応

災害発生後、学校はできる限りすみやかに学校教育の再開・復旧が行われるよう努めなければならない。復旧時の学校の役割としては、避難所協力、教育活動の再開に向けた対応、児童生徒の心のケアなどがあげられる。

(1) 避難所協力

大規模災害時には、指定されている学校はもちろん、指定されていない学校も避難所となることが予想される。避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものだが、担当者を引き継ぐまでの期間、教職員が避難所開設などについて協力を要する場合が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要である。

【学校施設が避難所となる場合のプロセス（例）】

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命 避難期	(直 後) 地震・津波発生 ライフライン途絶 地域社会混乱	地震発生 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・解放区域の明示・避難者の誘導等
生命 確保期	(数 分 後) 消防・警察・自衛隊の 救助開始	避難所開設 避難所の管理・運営	・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料品等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け・配付 ・衛生環境整備
生活 確保期	(数 日 後) 応急危険度判定による 安全点検	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要支援者への協力等
学校機能 再開期	(数 週 間 後) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能 の正常化	・学校機能再開のための準備

日常生活の回復

- ※ 教職員が少人数で運営を担う場合もあることを考えておくこと。
- ※ 児童生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒と避難者のスペースや動線を分けておくこと。

【学校等の防災体制の充実について（第一次報告） 平成7年11月 文部科学省】

学校が避難所となる場合、学校として、当該市町村の災害応急対策に協力しているものと位置付けることが可能であり、避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務に従事することは、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上、職務として取り扱って差し支えなく、通常、公務災害補償等の対象となるものと考えられる

Jアラート（弾道ミサイルの発射）の対応

他国から弾道ミサイルが発射されたことを受け、Jアラート（全国瞬時警報システム）により屋内避難等と呼びかける緊急情報が入った。

1. 対応措置

Jアラートにより緊急避難情報が発信された場合、教職員及び児童はJアラートとの内容を確認の上、状況に応じて直ちに次の行動をとる。

- （１）近くの建物の中、又は地下などに避難する。
- （２）近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
- （３）できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

2. 関係機関との連携

- （１）関係部局、警察、消防との連携を図るとともに救急体制の整備を図る。
- （２）関係機関への連絡は、電子メールやファックス等を活用し、速やかに情報を伝達する。

3. 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- （１）速やかな情報の伝達と、指揮系統の確認をする。
- （２）報道機関とも連携を図り、確実な情報の把握に努める。

4. 教育委員会、学校、保護者等への連絡報告

- （１）教育委員会、学校、保護者等の連絡体制を確認し、速やかに連絡できる体制を確保する。
- （２）児童の保護者への引渡しについて、国や県、市町村からの避難指示が継続している間は、原則、引渡しは行わない。
- （３）避難指示が解除され、児童を引き渡す場合は、引渡しカードを活用し、確実に確認する。
なお、引き渡す児童は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。

5. 被害状況の把握

- （１）児童の被害及び学校施設・設備等財産上の被害がないか確認する。

6. 危機終息後の対応

- （１）児童に対し、不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに教職員等に連絡するよう周知する。
- （２）関係機関等から、被害状況等の情報を収集する。
- （３）早期に授業や業務が再開できるよう、復旧及び支援等の対応策を検討し実行する。
- （４）必要に応じて、医師等関係機関との連携を図り、児童の心のケアに対応する。
- （５）児童の避難及び対応が適切になされたかを検証し、必要に応じて見直しを行う。

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について

(平成29年4月21日付け消防国第38号、消防運第24号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

< 1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例 >

○ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがいない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

< 2. ミサイルが着弾した場合の行動例 >

○ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。

- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

熱中症対応マニュアル

《熱中症の対応》

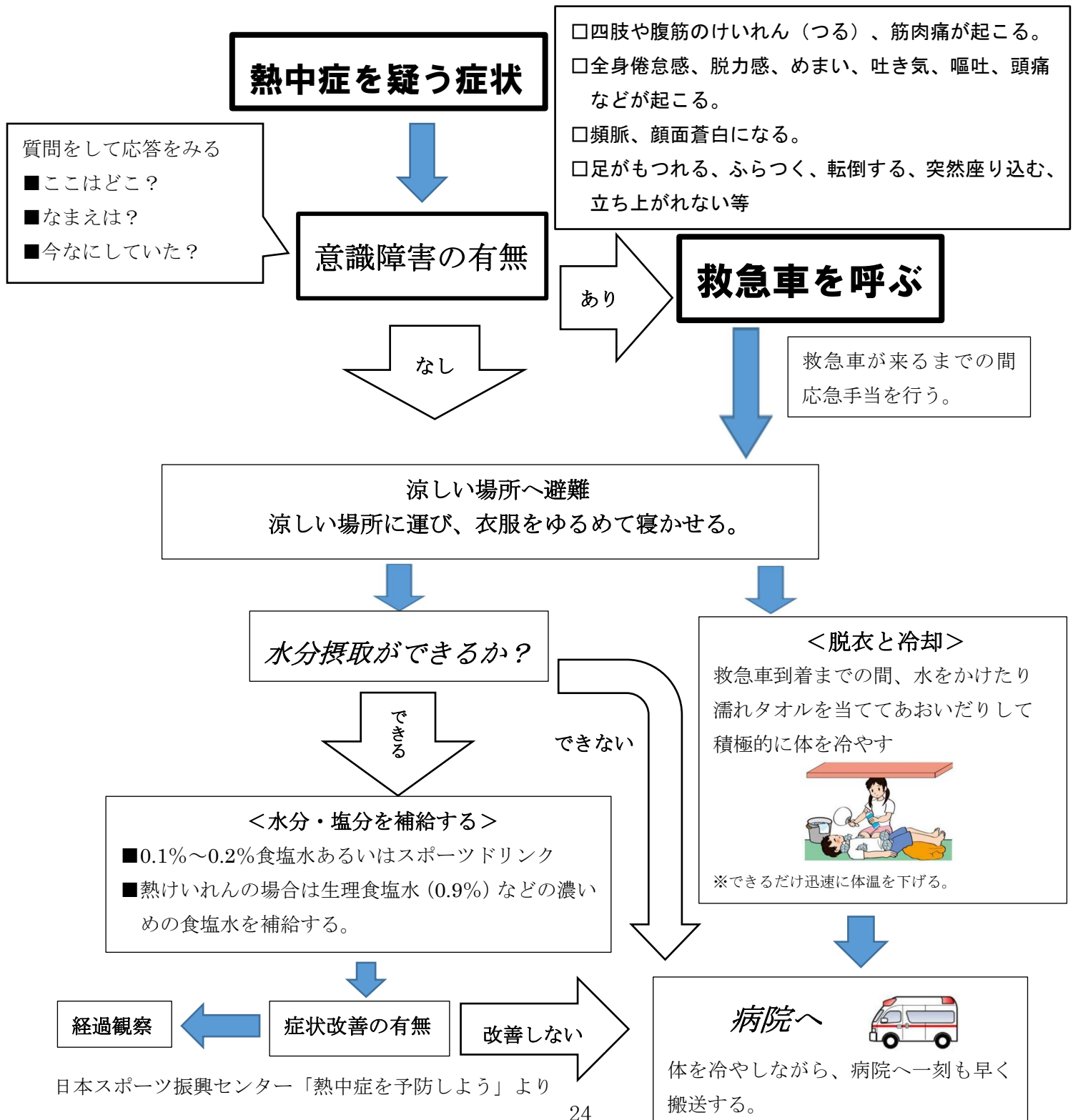
◎WBGT31℃以上もしくは気温35℃以上の際には、「運動は原則中止！」

31℃以上では、「激しい運動は中止！」

(湿度が高いときは、1ランク下の基準を適用する。)

救急車到着までの間、水をかけたり濡れタオルを当ててあおいたりして積極的に体を冷やす。

※できるだけ迅速に体温を下げる。



《熱中症の危険信号》

- ・ 高い体温
- ・ 赤い、暑い、乾いた皮膚
(全く汗をかかない、触れるととても熱い)
- ・ ズキンズキンとする頭痛
- ・ めまい、吐き気
- ・ 意識障害
(応答が異常である、呼びかけに反応がないなど)

＜運動に関する指針＞

気温 (参考)	WBGT 温度	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT 31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT 28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息を水分・塩分の補給を行う体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警 戒 (積極的に休息)	WBGT 25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注 意 (積極的に水分補給)	WBGT 21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT 21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

日本体育協会「スポーツ活動の熱中症予防ガイドブック」より

地震時の児童生徒の引渡し・緊急連絡カード

※年度初めの配布時には、内容を確認し、追加及び訂正を必ず書いてください。

1年 組 番	2年 組 番	3年 組 番	4年 組 番	5年 組 番	6年 組 番
児童名			保護者名		
本校に 在籍する 兄弟関係	1年	(有・無) 年 組 番 名前 年 組 番 名前			
	2年	(有・無) 年 組 番 名前 年 組 番 名前			
	3年	(有・無) 年 組 番 名前 年 組 番 名前			
	4年	(有・無) 年 組 番 名前 年 組 番 名前			
	5年	(有・無) 年 組 番 名前 年 組 番 名前			
	6年	(有・無) 年 組 番 名前 年 組 番 名前			
住所					
緊急時の 連絡先	電話				
	携帯 メールアドレス				

引き取り者欄

番号	引き取り者氏名		連絡先（電話・住所）	児童との 関係	チェック 欄
1	保 護 者	ふりがな	電話 携帯 住所		
2					
3					
震度5弱未満（交通機関に影響が出た場合）の時、児童を「学校に待機させる」ことを希望する場合は、右の欄に○をしてください。					

＊この欄には書きこまないでください。

引き取り者名		本人との関係	
避難場所			
引き渡し日時	月 日 時 分	教 職 員 名	

桜丘小学校 あんぜんまっぷ



土砂災害に関する避難確保計画

枚方市立桜丘小学校

2025年 4月 作成

1. 計画の目的・報告

この計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づくものであり、本施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

計画を作成及び必要に応じて見直し、修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を枚方市長に報告する。

2. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 490名	昼間 44名	休日 80名	休日 1名
夜間 0名	夜間 0名		

【施設周辺の避難経路図】

土砂災害のおそれがある場合の避難先は、ハザードマップの土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域から、以下の場所とする。

避難経路図

ハザードマップ等を基に、施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼り付けて下さい。

施設所在地	枚方市村野本町30－1
避難場所	枚方市村野本町30－1

3. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 枚方市に大雨警報（土砂災害）	注意体制確立	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 枚方市に土砂災害警戒情報 ➤ 桜丘小学校地区に避難準備・高齢者等避難開始の発令	警戒体制確立	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 桜丘小学校地区に避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ➤ 枚方市に大雨特別警報（土砂災害）	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ➤ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
土砂災害警戒 情報	インターネット ➤ 気象庁HP 大阪府の土砂災害警戒情報 (http://www.jma.go.jp/jp/dosha/331_index.html)
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線（電話応答サービス0120-35-1221でも放送内容を確認） テレビ ラジオ インターネット 枚方市のサイト(http://www.city.hirakata.osaka.jp/) 枚方市の避難情報に係る緊急速報メール

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(3) 情報伝達

「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

5. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設が土砂災害特別警戒区域に含まれておらず、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難基準

枚方市から避難準備・高齢者等避難開始の発令があった場合に避難等を開始する。但し、以下のような前兆現象を確認した場合は、枚方市からの情報を待つことなく避難を開始する。

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ 斜面が膨らみだす。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 地鳴りがする。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	桜丘小学校	m	
屋内安全確保	施設内		

6. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧	
備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ22台、ラジオ22器、タブレット端末50台、ファックス1台、携帯電話3台、乾電池30個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗10枚、携帯電話3台、拡声器3台、懐中電灯10台、乾電池30個
屋内安全確保	
利用者	
そのほか	ウエットティッシュ100枚、ゴミ袋300枚、タオル100枚

浸水を防ぐための対策	
土のう40個	

7. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年5月の第3週水曜日月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

8. その他(補足事項)

(1)施設に関する事

施設の設置年度(開業年度)	<u>昭和39年</u>
施設構造	<u>3 鉄筋コンクリート造</u>
建物階層	<u>3</u>
エレベーターの有無	<u>無</u>
定員	<u>50人以上</u>
重要施設の該当非該当	<u>×</u>
最新の緊急連絡網の有無	<u>有</u>

(2)訓練に関する事
訓練の実施状況

○

訓練の実施日

令和7年5月10日

計画作成者
連絡先

記入漏れ
記入漏れ